

令和4年第1回岩泉町議会  
臨時会会議録目次

第1号（1月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に参加した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
・議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）	
閉会の宣告	20
署名	21

令和4年第1回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 月 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 4 年 1 月 1 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 1 月 1 4 日 午 前 1 0 時 4 5 分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	3 番	畠山昌典	4 番	畠山和英
	5 番	八重樫龍介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和4年第1回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年1月14日(金曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)

閉会の宣告



---

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和4年第1回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、畠山昌典さん、4番、畠山和英さん、5番、八重樫龍介さんを指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、1月14日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第3、議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,364万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,898万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月14日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算でございます。長期化をしてございます新型コロナウイルス感染症の影響を受けております住民税非課税世帯の方々に対しまして、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付しようとするに伴う追加補正を行うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症に関連した予算につきましては、併せて所要の整理を行い、一部の事業について追加の補正もお願いしてございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、5ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費、18節に住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億8,200万円を計上してございます。

次に、6ページをお開き願います。6款1項4目観光施設費、14節に龍泉洞温泉ホテル感染対策工事495万円を計上してございます。

次に、歳入でございますが、4ページをお開き願います。14款2項2目民生費国庫補助金でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の関連事業に伴う国庫補助金といたしまして、事業費補助金1億8,200万円、事務費補助金164万4,000円を計上するものでございます。

最後に、2ページをお開きを願います。第2表、繰越明許費補正でございます。3款1項住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で9,670万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑すること  
にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑することに決定いた  
しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。

ここで新規事業等概要の説明を求めます。補正予算新規事業等概要説明資料の1ページをお開  
きください。

三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） おはようございます。それでは、保健福祉課から、今回補正予算  
をお願いしている事業につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

事業名は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金であります。

事業実施主体、岩泉町です。

事業の目的、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さきの臨時議会で補正予算  
をお願いした子育て世帯支援への臨時特別給付金に引き続き、住民税非課税世帯等に対し臨時特  
別給付金を支給するものであります。

事業の内容ですが、臨時国会において、昨年12月21日、本事業の補正予算が成立したことから、  
本町におきましても速やかに生活、暮らしの支援を行うため、急遽ではありますが、補正予算を  
お願いし、準備を進めようとするものでございます。

1、支給対象者は、(1)に記載の令和3年12月10日現在、本町の住民基本台帳に登録されてい  
て、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯。また、(2)に記載の新型コロナウイルス  
感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降、令和4年、本年の9月30日までの間に住民税  
均等割非課税世帯相当に家計が急変した世帯、その両世帯の世帯主が対象となっております。た  
だし、住民税非課税世帯であっても、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される



世帯を除くことになっております。

2、給付金の額ですが、1世帯当たり10万円の給付となります。

3、事業費ですが、(1)、給付金が、住民税非課税世帯。これは、税未申告者、他市町村からの途中転入者を含みますが、1,718世帯。家計急変世帯102世帯。計1,820世帯、1億8,200万円とになっており、(2)、事務費が、消耗品等で164万4,000円ですので、3、事業費は1億8,364万4,000円となっております。

4、給付スケジュールですが、住民税非課税世帯につきましては、2月上旬に該当世帯に対し支給案内と関係書類を個別に送付し、3月上旬から順次支給予定としているところであります。しかしながら、こちらのほうは本議会で予算の議決をいただきましたならば、準備ができ次第、少しでも早く支給できるよう前倒しで事務を取り進めてまいりたいと存じます。家計急変世帯につきましては、2月1日号広報紙等で周知を行い、本年9月30日までの申請期限で、申請受理後要件確認を行い、随時支給対応をしてまいります。

本表からの特記事項、事業費についてであります。事業費1億8,364万4,000円につきまして、10分の10の補助率であります国庫補助、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金及び同事務費補助金が財源となりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。3款民生費、質疑はありませんか。

7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 対象世帯が令和3年12月10日現在となっておりますが、12月10日過ぎの、世帯が変わって、その変わった世帯の中で該当するような世帯についてはどういうふうにするのか、まずその点について。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 制度上、やはり基準日というものが必要でございます。12月10日現在の基準日ということでの判断になります。しかしながら、その後もし家庭のほうで変化等があれば、先ほど説明しました家計急変等というほうの申請の方法、そちらのほうで対応できればと思っております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 分かりました。全くそのとおりでと考えます。

それで、関連しているので発言しますが、子育て支援の臨時特別給付金の関係ですが、この前決定したときには対象者は3月31日までということでした。希望的観測で誕生してほしいと思うのですが、4月1日に誕生した場合に、4月1日誕生の子も3月31日までの対象者と同級生になるのですよね。この点についても、やっぱり今回の議案ではないのですが、この点についても希望的観測を持って、誕生しましたならば対象にすると、そういうふうな積極的な検討をするべきだと思いますが、この点についてお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） ご質問のありました子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、もともとがやはりこれは国のほうの制度でございまして、国のほうの事業が本年の3月31日までということになってございます。出産のほうは、ある程度いつ出産予定というので見込める部分もございまして、現段階では3月中の出産の方で、あるいは4月1日に出産となる可能性がある方が、4月10日ぐらいの方が2人ぐらいいらっしゃいます。ですので、今段階のところでは国の制度に基づいた3月31日のところの基準で考えておりますが、状況によりましては、やはり同じ学年のところでは差がないようにはしてはいきたいという考えがございまして、そこは状況に応じて対応のほうは検討してまいりたいと。今段階では、まだ国の制度のままの3月31日のところの基準に沿って進めたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 対象世帯が1,820世帯ということで、子供たちに特別給付1人10万円の世帯も、恐らく住民税非課税世帯が何世帯あるのかなと思うのですが、確認なのですけれども、間違いなくそこにも支給ということでもいいのかどうか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） やはり制度のほうの重複は出てきますが、そちらのほう重なった場合には該当にならないというふうな規定はございませんので、まずは支給する方向で進めたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 確認ですが、令和3年12月1日現在の非課税世帯というのは、いつの時点で非課税世帯と決めるのか。令和2年度の所得をもって年度当初に決めているのかということ、

その時点をお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 令和3年度の非課税世帯というのは、もう住民税のほうで確定してございますので、令和2年の収入を基に令和3年度の非課税世帯ということで確定してございます。うちのほうで税のほうから確認した部分で、大体1,840世帯対象ございました。その中で死亡された、亡くなられた世帯が5世帯ございますので、対象とすれば1,835世帯の部分が今現在非課税世帯ということで把握してございます。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そこで確認だったのは、令和2年度の所得をもって令和3年度の非課税で、12月10日現在と。ここに急変とあります。ですので、令和2年度で、令和3年の12月10日には令和2年度の分の所得なのですが、急変というのは、既に令和2年度のか、12月10日現在以降の人と12月10日以前の人も含んで急変という対応になるのか。言っていること分かりますか。お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） まずは、令和3年度の非課税世帯の方に対しましては、該当する世帯がもう把握できておりますので、個別にご案内を申し上げます。家計急変のほうは、実際令和3年中に、令和3年から今年の9月30日までの間で、家計のほうがコロナの影響で急変したところが対象となりますので、範囲は広がってございますので、その期間の中で任意の1か月のところの収入減があれば、掛ける12か月で計算した額での比較で非課税世帯に該当するかどうか、それで対象にしますということですので、昨年、令和3年の1月から今年の9月30日までの間のところでの家計が急変しているところは対象に拾っていきたいと思ってございました。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） まず、確認というか、現金支給ですよね、これは。今までも経済対策とか、様々なところにしてきました。この非課税世帯に10万円給付、これには何も、いいと思うのですけれども、この間のマシマシ食事券だったりとか龍ちゃん商品券ですか、そういったもので10万円支給すると、併せて経済対策にもつながると思うのですけれども、その辺は議論はされたのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） そういった経済対策の部分も含めたものは、子育て世帯への臨時給付金のときにもやっぱり話題にはなりましたが、やはり制度の目的自体が、目的にもありましたが、今もう長期化している中で、速やかに各世帯に支援を行いたいということがございます。ですので、経済対策部分で、あるいはクーポン券活用となると少し時間のほうがかかってしまいますので、やはりできれば早い段階で支給したいということでございますので、現金支給でと考えております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） いろんな考え方があって、それは早くしなければいけないということであれば現金が早いわけですけれども、例えばこれが今6波が来ているというふうに言われている中で、さらにまた経済が疲弊したときに、何かしなければいけないということがまた話が議論されてくるかもしれません。同じ1億8,000万円使う事業ですから、どこにもいいようにすれば、次また第6波が来てまた経済対策しなければいけないというときに、同じような支援、今回の1億8,000万円を使って経済支援的なこともできると思うのですけれども、それはもう一度議論する必要があるかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 確かに議員からご指摘のあったとおり、経済対策のほうは重要でございます。まずは、その前段階での各生活支援、そちらのほうで、まずその部分を底上げしていきたいと。経済対策は、あくまでもこれをやったから経済対策をしないわけではございませんので、両輪として、また別な方法で経済対策は考えておるところでございますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ご案内していただく際に、この制度の手続をどうすべきかというのはもちろんだと思うのですが、保護申請ですとか生活福祉資金ですとか、コロナに限ったもの、そうでないものがあると思うのですけれども、ほかの制度で経済的に困ったときに活用できる制度がこれぐらいあるので、ご活用くださいといったような案内を併せて、特に急変なさったご家庭などは必要かと思えますが、ただ書類を多くしてしまうと、受け取ったときに理解できるかできないかという問題があるかと思えますけれども、そういった配慮がいただければと思えますが、いか

がでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今回のところは制度案内のほうはもう準備してございますが、そういう生活、別な方法での支援につきましては、今までもこの長期化している中では、ご相談があった場合ご紹介のほうはしてございましたし、ただやはりそういった制度の案内のほうは必要となってきますので、そのPRのほうは別な方法でも広げていながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 次に移ります。5款農林水産業費、質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ここで、減額になっておりますので、この減額になる理由と内容と申しましようか、通計で残っている額もありますので、これについてまずご説明ください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、この事業の木材チップヤード改修事業補助金でございますが、令和2年度におきましても事業実施主体を新北菱林産として制度設計されたものでございまして、今年度におきましても6月の議会におきまして補正をお認めいただいた事業でございます。事業のスキームは、令和2年度の事業のスキームと同じ形態を取っておりまして、上限の事業費が500万円、9割補助で450万円という事業でございます。通計で450万円の残額がございますけれども、事業実施主体が先ほど申しあげました新北菱林産のほか、トーア木材さんでも事業ということで450万円のほうは今進行中ということでございますが、今回の減額の450万円につきましては、新北菱林産の分を減額するものでございます。

減額の理由でございますけれども、当初事業の計画をするに当たりましては、事業費が840万円、450万円の町補助とすれば、自己負担の部分が390万円という事業で申請を頂戴してございましたけれども、新北菱林産全体で工場は4工場ございまして、その新北菱林産全体で設備の改修に係る全体枠の予算というのがあるようでございます。こちらのほう枠が少なく、今回この事業をするに当たっては、やはり事業費の圧縮が必要だということで、6月以降検討してきたようでござ

ございますけれども、資材の高騰とか、そういった要因もありまして、なかなか事業費を軽減できないという背景がございました。岩泉工場におきましても、独自の工場予算で実施したいという意向があったようでございますけれども、原木のほうの入荷のほうは、世界的なウッドショックによりまして、どうしても皆さん針葉樹の生産のほうに傾いてしまって、広葉樹の原木のほうはなかなか入ってこないという低調な状況にあるようでございまして、こういった背景から岩泉工場自体でもなかなか独自で予算を立ててという話にはちょっとできなかったということでございました。

もう一点、三菱製紙本社のほうに支援のほうを要請したようでございますけれども、チップ業界がなかなか大変な、パルプ業界が大変な状況でございますので、そちらのほうからもやはり支援を得られなかったということで、今回誠に残念ではございますけれども、こういったことで今回のチップヤードの拡張部分につきましては断念したいということでお話ございました。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） そうしますと、確認ですが、トア木材のほうは予定どおりやっているのですか。どのぐらいの事業費で、どんな感じで進んでいますか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） トア木材さんのほうの事業につきましては、現在進行中で、ほぼ完了しているという状況に近づいているという状況で、事業費につきましては500万円を若干超えるぐらいの事業費で実施していただいているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 関連しますが、林業振興ということで、特別なことでの町のでこ入れもあつての予算化なり補正だったと思いますが、今のお話を聞いてやむを得ないというふうには感じるものの、むしろ何とかならなかったのかなという気持ちのほうも強いわけでございます。片やトアのほうは予定どおり事業執行できると。新北菱林産のほうは難しいという、同じ木材でありながら。ここのところは再度お伺いしますが、支援、助成というのはどうしても難しいのかどうか、もう一度お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町の担当のほうとしましても、一体となって、一緒になって事業費の低減、工事の工法のいろんな方法ができないかというのをちょっと検討してきたところで

ございますが、やはりなかなか既存のチップヤード自体のコンクリートが厚かったりとか、そういったところもありまして、結構事業費がかかるということは、やむを得ない実情がございましたので、当局のほうでも何とかしたいという思いはありましたけれども、この点につきましてはどうしてもやむを得ないのかなというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） いずれ500万円の事業費として、1割50万円自己負担があると500万円の事業ができるというふうなことで、今回それすらも難しいというふうな会社の事情があったとすれば、よほど相談に乗るといえるか、目を向けて、この林業振興についての手助けを若干していただければと思いますので、これは要望でございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 次に移ります。

ここで新規事業等概要の説明を求めます。補正予算新規事業等概要説明資料の2ページをお開きください。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

事業名でございますが、龍泉洞温泉ホテル感染対策事業となります。

事業の実施主体でございますが、岩泉町となります。

事業の目的でございますが、感染拡大防止策を徹底した上で、安全・安心な旅行の機会を創出し、観光需要を回復させるため、龍泉洞温泉ホテルの施設の一部、この施設の一部でございますが、ホテルに入りまして、すぐ左側のところ、フロントの向かいになります溪雲の間というところがありますが、そちらになります。その施設の改修を行うものでございます。

事業の内容でございますが、1つ目として、整備の概要でございます。先ほど申し上げた大広間の床を現状のじゅうたん張りから感染対策の容易な木製の床に変更しようとするものでございます。

2番といたしまして、事業の概要でございますが、面積につきましては196平方メートル。畳で言いますと約120畳になります。(2)として、仕様でございますが、フローリング仕上げにしようとするものでございます。(3)でございます。工事期間につきましては、本年の2月上旬から

3月上旬までを予定をしているところになります。

3番の事業費でございますが、工事費として495万円を想定しているところになります。

特記事項につきましてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定をしております。事業費、うち補助対象事業費、財源内訳の国庫補助、いずれも495万円となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 説明が終わりました。

6ページをお開きください。6款商工費、質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） まず1点目、この木製フローリングの床に変更するということであります。

私いつも疑問に思っているのですが、これはコロナの感染対策、予防対策になりますか。そのま  
ずご答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、この工事が感染対策になるかというふうなご指摘でござ  
います。前の別な改修工事の際にも説明した記憶がございますけれども、このコロナウイルス  
というのは、ウイルスが空中に浮遊するというふうな、舞い上がるというふうな、舞い上がって、  
それを吸い込んだりするような危険性が高いというふうなされております。実際、平成18年の1  
月になりますけれども、コロナウイルスではございませんが、ノロウイルスの関係で大阪市内の  
ホテルで、その舞い上がったウイルスを吸い込んだことによった、あとは食べ物にウイルスが付  
着して食中毒が発生したという実際の例が挙げられております。こういったものもありますし、  
あとエアロゾル対策といって、これも飛沫とかで空中にやはりウイルスが浮遊するというふうな  
こともありますので、その浮遊したウイルスが時間がたてば床に落ちるわけですが、じゅうたん  
ですとなかなか入り込むような危険性がありますので、床、フローリングにすると、それを拭き  
取るといいですか、消毒ができるというふうなことで感染対策になるものというふうな認識を  
しているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） これは、それ以上は質問しません。

ほかのホテルもあるわけですが、旅館もあるわけですが、今回この町の事業として町の



施設ということでの整備ですけれども、ほかのほうのコロナ対策としてやるのであれば、やっぱりホテル、旅館やっているところがありますので、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、感染対策につきましては、これまで県の事業であったり、町の事業であったり、各種展開、実施をしてきたところでございます。宿泊助成との関係もありまして、町内のホテルのほうとは誘客対策の関係の会議等で連携をしております、それぞれの施設が、一般の民宿さん等も含めてですけれども、宿泊施設が県の事業等を利用いたしまして、できる対策を取っているというふうなことで、たまたまホテルもう一つあるわけですけれども、そちらのほうからについては特段今のところは要望もございませんが、今後の感染状況等を見ながら、さらに必要な対策、感染対策が必要かどうかというのも状況を見ながら、協議しながら、連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） 県の事業で、こういう事業とか多々できますか。それについて詳しく説明していただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほど申し上げたのは、既にもう事業は終了しておりますけれども、宿泊施設等が行う感染対策等についての支援策も出ておりますし、実際それを利用して2つのホテルとも感染対策を実施しているという事実がございます。あとは、今後新たな変異株が広がりつつありますけれども、県のほう、国のほうの状況を見ながら、さらなる感染対策が必要かどうか状況を見極めながら、適正に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 1点、たしかここの大広間は宿泊者の食事の提供をされていたと思いますが、この工事期間中はどのような対応をなさるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご質問のありました大広間の関係でございますが、通常でございますと、宿泊されている方の食事の会場、あとは大規模な宴会があった場合は会場となるところでございます。工事期間中につきましては、宿泊者の朝食、食事につきましては、部屋がまだありますので、大広間は使えませんが、空いているほかの部屋で対応するというふうなことで

伺っておりますし、宴会につきましてはちょっと大規模なものについては工事中のためできませんが、部屋の中に入るほかの小規模な宴会につきましてはどんどんと取っていくといたしますか、やっていただくような形にしたいと思っております。いずれ一定期間、利用者の皆さんにご迷惑をおかけすることになりますけれども、その感染対策というふうなことでご理解をいただくよう周知しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） フローリングをやるということですが、フローリングの下地材料も使うわけですが、その材料については町産材を使うのかどうかお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 工事の概要の部分ちょっと触れられなかったのですが、今現在でありますと、今の大広間にある畳が結構古くなっていることもありまして、表のじゅうたんもかなり傷んでおりますので、それを撤去した上でフローリングにするというふうな予定となっております。使用する材料については、現下のいろんな工事関係、住宅の工事であったり木材が入手が難しくなっているというふうな状況だというふうに伺っております。あとはロビーのときには町産材を使ったのですが、いずれ限られた期間もありますので、どの材料を使うか、町産材を使えるか使えないのか、実際に工事のほうが決まりましたら、施工業者等と情報交換、意見交換しながら対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 入荷のほうも厳しい状況の中であればこそ、町の町産材を地元から使えば使いやすい、仕入れやすいのではないかと思いますし、またこのコロナによっていろんな業種の経済が厳しいわけですので、できればこういったときこそ地元の材を使ったほうがよろしいかと思っております。提案でございます。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご提言いただきまして、大変ありがとうございました。先ほど申し上げたように、今の議員の意見も踏まえながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 先ほども出ましたが、確認ですけれども、温泉ホテルにおけるじゅうたん

というふうなコロナ対策というふうなことの事業については、県の事業として、例えばもう一つあるホテルの関係でも同じ土俵の中で、今回はコロナ対策ですと、じゅうたんで大規模な面積を持っていられると、今のように飛散したのが二次感染というか、そういうふうに影響があるので、あなたのホテルとあなたのホテルはそういう危険性がありますということで、同じ土俵で補助金の申請を受けるというふうなことが可能なかどうかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、感染対策の関係でございます。今回の温泉ホテルの事業については、補助事業ではなくて町の単独事業ということになります。あと昨年度行われておりました県の補助事業等もございますが、それは現在終了しているということですが、新たな変異株が感染拡大している状況で、県のほうでも新たな動きが出てくるものというふうに考えておりますし、その様子を見ること、あとは町内のホテルさんとも定期的な会合等もしておりますので、情報交換しながら、お互いに平等といいますか、均等な取扱いをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 広間は昭和48年にできた保養センターからなのですが、時々床を張り替えて、下地も張り替えて何度かやっているはずですが。最後がリニューアルした平成13年だったと記憶しているのですが、そのときに思ったのは、強制換気を床下に入れてあげられないのかなど。これからはちょっと難しいかもしれないけれども、床下に強制換気を入れることで材がもつような気がするのですが、それについては考え、あるいはいろいろと検討したかどうかというのはどうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 換気についての検討したかということですが、今回は残念ながら畳の張り替え、床をフローリングにするというふうな部分での、そういった視点が主になっての内容となっております。議員からご指摘がありましたコロナ対策には、換気というのが非常に大事であるというふうなことで言われておりますので、あの部屋はエアコン等はございますけれども、今回の対象からは外れてきますけれども、今後を見据えた形で換気も含めた、その換気を仮に導入した場合には床材にも優しいような換気を造れないかということで検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） ないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。4ページをお開きください。歳入は一括の質疑となります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 繰越明許、これで今補正で設定していますが、そうしますとこの9,800万円、どの程度の数とか、これは見込んでの、4月以降のやつを見込んでこれは設定しているのですよね。どのような人数とか、今のもくろみというか、予定でしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） この給付事務のほうは、何とかできれば年度内にはある程度見込みはつけたいということで、早く進めたいとは思っておりましたが、繰越明許費ということで上限で、今のところ半分のところがまず何とか給付決定できて支給できて、残り半分を繰り越すような形では明許のほうをまずお願いしたいと思ってございます。

先ほど申し上げましたように、事業の進捗のほうは早めに図りまして、繰越明許費の報告の際に、額が確定したときに、本当に少ない額で繰越しになるような形、家計急変の部分に対応できるもののみが残るような形で事業を進めていきたいと思っていましたが、額のほうは申し訳ありませんが、少し多めで明許のほうはお願いしてございました。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで第2表、繰越明許費補正の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時45分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 館 泰 喜

---

署名議員

畠 山 昌 典

---

署名議員

畠 山 和 英

---

署名議員

八 重 樫 龍 介

---